

福岡県公報

平成二十七年四月十四日
第三千六百八十五号
増刊 ①

目次

再掲

○福岡県税条例等の一部を改正する条例

(税務課) …………… 一

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十八号

福岡県税条例等の一部を改正する条例

(福岡県税条例の一部改正)

第一条 福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の十二に次の三項を加える。

3 法第五十三条第一項の規定によつて申告納付する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、法第五十二条第二項第一号に定める日(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。))に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、施行令で定める日)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表の第一号中「資本金等の額が」とあるのは「法第五十二条第二項第一号に定める日(同法第七十一条第一項(同法第

七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、第三項に規定する施行令で定める日。以下この表において同じ。)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第二号から第五号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「法第五十二条第二項第一号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

4 法第五十三条第二項の規定によつて申告納付する法人又は同条第三項の規定によつて納付する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、施行令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「第四項に規定する施行令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

5 法第五十三条第四項の規定によつて申告納付する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、法第五十二条第二項第三号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第五十二条第二項第三号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第二十条の十七第一項中「除く」の下に。「第三項において同じ」を加え、同項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハの表中「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の七・二」を「百分の六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハ中「百分の七・二」を「百分の六」に改める。

第二十条の三十第一項中「含み、施行令第三十七条の十六に規定する」を「含むものとし、施行令で定める」に、「施行令第三十七条の十七に規定する」を「施行令で定める」に改め、同条に次の四項を加える。

11 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の十五第二項の規定に

より同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の算定については、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

12 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の算定については、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

13 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の算定については、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

14 社会福祉法人その他施行令で定める者が直接生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する不動産の取得に対して課する不動産取得税の算定については、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

第二十条の三十二第一項中「施行令第三十九条の二の四第一項に規定する」を「施行令で定める」に、「施行令第三十九条の二の四第二項に規定する」を「施行令で定める」に改める。

第一百六条の二第二項第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

付則第五条の三の二第一項中「平成三十九年度」を「平成四十一年度」に、「平成二十九年」を「平成三十一年」に改め、同条第四項中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

付則第七条を次のように改める。

（個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第七条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第二十条の五の三第一号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第七条第五項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第二十条の五の三及び法第三十七条の二第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の申告特例控除額は、法第三十七条の二第二項に規定する特例控除額に、次の表の上欄に掲げる第二十条の五第二項に規定する課税総所得金額から法第三十七条第一号イに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

百九十五万円以下の金額	八十五分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	八十分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	七十分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	六十七分の二十三
九百万円を超える金額	五十七分の三十三

3 平成二十八年度から平成五十年までの各年度分の個人の県民税についての前二項の規定の適用については、前項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・八九五分の五・一〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・七九分の十・二一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・五八分の二十・四二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・五一七分の二十三・四八三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・三〇七分の三十三・六九三」とする。

付則第七条の二の二中「平成二十六年十月一日」を「平成二十七年四月一日」に、「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の二・二」を「百分の一・六」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の三・二」を「百分の二・三」に、「百分の七・二」を「百分の六」に、「百分の四・三」を「百分の三・一」に改める。

付則第八条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「施行令附則第七条第一項に規定する」を「施行令で定める」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

十一日」に改め、同条第六項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第七項中「都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行の日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「（当該取得が都市再生特別措置法を「に相当する額を価格から控除する。ただし、当該取得が同法」に、「（」に」を「に」に改め、同条第八項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に改め、「割合」の下に「（当該割合が二分の一を超える場合にあっては、二分の一）」を加え、同条第十三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「含み、施行令第三十七条の十六に規定する」を「含むものとし、施行令で定める」に、「施行令第三十七条の十七に規定する」を「施行令で定める」に改め、同条第十四項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

付則第八条の二第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「付則第八条の四第一項」の下に「若しくは第四項」を加える。

付則第八条の四第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第二十条の三十三から第二十条の三十五までの規定」の下に「（第二十条の三十三第二項第四号の規定を除く。）」を加え、「、土地の取得」を「、土地」に、「以下第二十条の三十五まで」を「以下この条及び第二十条の三十五」に、「という。）の取得」を「という。）」に、「三年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該施設」とを「三年以内」とに、「第二十条の三十四第一項」を「第二十条の三十四第一号」に改め、同条第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「施行令第三十九条の二の四第一項に規定する」を「施行令で定める」に、「施行令第三十九条の二の四第二項に規定する」を「施行令で定める」に改め、同条に次の二項を加える。

4 知事は、宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下この

項及び次項において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（新築された日から十年以上を経過した住宅（第二十条の三十第一項に規定する共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で施行令で定めるものを行つた後、当該改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で施行令で定めるもの（以下この項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第二十条の三十第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

5 第二十条の三十三から第二十条の三十五までの規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の還付について準用する。この場合において、第二十条の三十三第一項中「、土地」とあるのは、「、付則第八条の四第四項に規定する宅地建物取引業者による同項に規定する改修工事対象住宅（以下この条及び第二十条の三十五において「改修工事対象住宅」という。）」と、「土地の取得者」とあるのは「宅地建物取引業者」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項各号列記以外の部分中「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、同項第二号中「土地の所在、地番、地目及び地積」とあるのは「改修工事対象住宅の所在地」と、同項第三号中

「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同項第四号中「新築」とあるのは「改修工事」と、第二十条の三十四第一号中「第二十条の三十二第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「付則第八条の四第四項」と、第二十条の三十五第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第二十条の三十二第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「付則第八条の四第四項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

付則第八条の五第一項及び第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

付則第九条の二の三第二項中「第七条の規定による登録」を「第七条第一項に規定する新規登録」に、「第五十九条の規定による検査（）」を「第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する）」に、「付則第九条の二の五第四項から第七項まで」を「付則第九条の二の五第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「付則第九条の二の五第四項から第七項まで」を「付則第九条の二の五第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 法附則第十二条の二の三第四項各号に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は付則第九条の二の五第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

付則第九条の二の三に次の一項を加える。

5 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、法附則第十二条の二の三第五項各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前三項又は付則第九条の二の五第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月

三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

付則第九条の二の五第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「三十万円」を「三十五万円」に改め、同条第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「十五万円」を「二十五万円」に改め、同条第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「法附則第十二条の二の五第七項各号に掲げる自動車」を「法附則第十二条の二の五第九項各号に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制御御装置」という。）を備えるもの」に、「平成二十七年三月三十一日（法附則第十二条の二の五第七項第一号）を「平成二十九年三月三十一日（法附則第十二条の二の五第九項第四号）に改め、「自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、同項第二号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び同項第三号に掲げる」を削り、「平成二十六年十月三十一日」を「平成二十八年十月三十一日」に、「三百五十万円」を「五百二十五万円」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 法附則第十二条の二の五第九項第四号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

11 法附則第十二条の二の五第十一項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日（法附則第十二条の二の

五第十一項第五号に掲げるトラックにあつては、平成二十八年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

付則第九条の二の五第六項中「附則第十二条の二の五第六項各号」を「附則第十二条の二の五第八項各号」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「附則第十二条の二の五第五項各号」を「附則第十二条の二の五第七項各号」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「付則第九条の二の五第五項」を「付則第九条の二の五第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「附則第十二条の二の五第四項各号」を「附則第十二条の二の五第六項各号」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 法附則第十二条の二の五第四項各号に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

5 法附則第十二条の二の五第五項各号に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五万円を控除して得た額」とする。

付則第九条の二の七第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車（施行令で定めるものを除く。）その他これらに類するものとして施行令で定めるものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

付則第九条の二の七第一項第五号中「陶磁器製造業、」を削り、「製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの」を「当該」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令で定めるものに基づき、平成三十年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さないものとする。

付則第十五条を次のように改める。

（狩猟税の課税免除）

第十五条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九条第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、第六百六条の二第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときは、第六百六条の二第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

付則第十五条の次に次の一条を加える。

（狩猟税の税率の特例）

第十五条の二 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に受け

る狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第百六条の二第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県内の区域において、従事者（鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け」とあるのは、「受けた同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）の従事者（鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいう。）として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

付則第三十一条第四項中「附則第五十五条の二第一項第一号」を「附則第五十五条第一項第一号」に改める。

（福岡県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 福岡県税条例の一部を改正する条例（平成二十四年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「第一条」の下に「及び附則第二条」を、「第二条」の下に「及び附則第三条」を加え、「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中第百六条の二の改正規定及び付則第十五条の改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）並びに附則第七条第二項の規定は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の福岡県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十七年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十六年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第七条の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

3 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第五条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対

して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第六条 新条例付則第九条の二の七第一項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第九条の二の七第三項の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

(狩猟税に関する経過措置)

第七条 新条例付則第十五条第一項の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第十五条第二項の規定は、平成二十七年五月二十九日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

3 新条例付則第十五条の二の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

4 施行日から平成二十七年五月二十九日の前日までの間における新条例付則第十五条及び第十五条の二の規定の適用については、新条例付則第十五条中「次項に」とあるのは「次条に」と、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護法」と、新条例付則第十五条の二第一項中「鳥獣保護管理法第五十六条」とあるのは「鳥獣保護法第五十六条」と、「鳥獣保護管理法第九条第一項」とあるのは「鳥獣保護法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「鳥獣保護管理法第二項第九項」とあるのは「鳥獣保護法第二項第五項」と、同条第二項中「鳥獣保護管理法第九条第八項」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項」と、「に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く」とあるのは「（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいう」と、「従事者証」とあるのは「鳥獣保護法第九条

第八項に規定する従事者証」と、「同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項（鳥獣被害防止特措法）」と、「者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）」とあるのは「者」とする。